

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 農林水産企画課	令和6年度農業土木標準積算システム基準データ作成委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	24,200,000 円	①本業務は、本県にて導入している標準積算システムの基準データの作成・改訂等を行うものである。 ②このシステムは、外部に非公表のデータを含み、これらのデータ作成・改訂作業は、農業土木における設計積算実務経験を有し、流出・損失防止が確立された機関で行う必要がある。 ③上記を満たす者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 農林水産企画課	令和6年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務	令和6年4月1日	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	一般社団法人農業農村整備情報総合センター	6,732,000 円	①本業務は、本県にて導入している標準積算システム大分県補助版の運用保守を行うものである。 ②このシステムは、農林水産省が自ら積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを都道府県版に改変・配布する必要がある。 ③上記使用許諾を有する者は(一社)農業農村整備情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	試験研究補助業務委託(津久見)	令和6年4月1日	大分県臼杵市板知屋1257-1	公益社団法人臼津地域シルバー人材センター	2,709,630 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人臼津地域シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	試験研究補助業務委託(国東)	令和6年4月1日	大分県国東市安岐町下山口38-1	公益社団法人国東市シルバー人材センター	2,622,690 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人国東市シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 農地計画課	大分県中央飛行場照明施設・電気施設保守点検業務委託	令和6年4月1日	熊本県熊本市中央区細工町4丁目12番12号	日本電設工業株式会社	1,513,600 円	①本業務は、航空機の着陸時の安全を確保することを目的に、飛行場内の照明施設の保守点検を行うものである。 ②灯火施設を構成する部分については、国が承認したメーカーでのみ取り扱っている特殊なものであり、契約先については、当該機器の取扱いについて精通している業者に限定される。 ③不測の事態にも即応できるよう、大分県中央飛行場のある豊肥地域を営業区域とする事業者である必要がある。 ④上記要件を有する者は日本電設工業(株)中九州営業所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 農地計画課	大分県中央飛行場管理運用業務委託	令和6年4月1日	大分市王子町12番1号	九州航空株式会社	6,930,000 円	①九州航空株式会社は農産物のフライト輸送や航空撮影などの航空事業を県内県内で行う唯一の航空会社である。 ②航空用無線による管制業務から飛行場の各種点検業務等、飛行場の運用管理を一体的に受託できる者は上記の者以外いない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
7 農地・農村整備課	R6ため池サポートセンター業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,900,000 円	①本業務はため池管理者からのため池の保全管理に関する問い合わせや市町村が実施するため池防災工事等に関する問い合わせ等に対する相談窓口を設置するためのものである。 ②本業務の遂行には、県内のため池に関する各種情報や防災対策手法等を熟知し関係市町村との調整力を有していることが必要である。 ③県土連は、県が調査してきた膨大な数のため池の各種データを管理する「ため池防災システム」の県・市町村以外では唯一の利用登録者であり、システムに蓄積された各種データに基づく専門的な指導、助言等の援助を行うことができ、ため池改修等に必要事業計画の策定に数多く関与してきており防災工事の手法等に精通している唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8 農地・農村整備課	令和6年度災害復旧事業事務システム 保守管理委託業務	令和6年4月16日	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	一般社団法人農業農村整備情報総合センター	3,509,000 円	①本業務は令和6年度災害復旧事業に使用する災害復旧事業事務システムの保守管理及びシステム自体の改正等を行うものである。 ②これを行うためには災害復旧事業事務システムを使用できる必要がある。 ③災害復旧事業事務システムの著作権を有するものは農業農村整備情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9 森林保全課	令和6年度森林づくりボランティア支援センター事業委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた	3,045,208 円	①本業務は、森林ボランティア情報の収集・発信等を行う森林づくりボランティア支援センターの運営を行うものである。 ②これを行うためには、森林ボランティア活動や森林環境教育に深い知識を持つ会員を県下各地に持ち、県内の森林ボランティア団体との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10 森林保全課	令和6年度森の先生派遣事業委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた	7,200,000 円	①本業務は、県内各所において森林・環境体験活動を行う「森の先生」の派遣を行うものである。 ②これを行うためには、森林体験活動や森林環境教育に深い知識と経験を持つ会員を県下各地に持ち、県内の野外活動を行う団体や森林環境教育指導者等との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11 水産振興課	令和6年度大分県漁業指導監督用海岸局業務委託	令和6年4月1日	宮崎県日南市大字下方字外浜2361番地1	宮崎県無線漁業協同組合連合会	5,891,600 円	①本業務は、海上における安全操業、安全航行の確保という重要なものである。 ②これを行うためには、大分県漁船が必要とする情報を的確に提供できる十分な体制を備えた無線局でなければならない。 ③このような条件を備えた無線局は宮崎県無線漁業協同組合連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
12 農林水産企画課	令和6年度森林土木積算システム運用保守・維持管理委託業務	令和6年4月1日	熊本県熊本市中央区八王寺町30-1 メインプレイス熊本南4階	株式会社ティーユーシー	2,066,900円	①本業務は、本県にて導入している森林土木積算システムの運用保守を行うものである。 ②このシステムは、森林保全整備事業の積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを大分県版に改変する必要がある。 ③運用保守及び維持管理のためのプログラム修正等は、システムの著作権を有しているエー・シー・エス株式会社より唯一積算業務を継承された、株式会社ティーユーシーしかできない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
13 農林水産企画課	令和6年度CADシステム運用保守委託業務	令和6年4月1日	福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6	福井コンピュータ株式会社	1,232,000円	①本業務は、本県にて導入しているCADシステムの運用保守を行うものである。 ②このシステムは、工事発注図面の作成、修正を行うことが目的とされており、部内土木職員が日々の業務で使用している。 ③プログラムの保守、バージョンアップ等はシステムの著作権を有している福井コンピュータ株式会社しかできない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
14 水田畑地化・集落営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	日田市田島2丁目6-1	日田市農業再生協議会	1,500,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、日田市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である日田市農業再生協議会は、日田市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15 水田畑地化・集落営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	宇佐市別府611	宇佐市農業再生協議会	1,477,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、宇佐市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である宇佐市農業再生協議会は、宇佐市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
16 水田畑地化・集落 営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	大分県佐伯市中村南町1-1	佐伯市農業再生協議会	1,010,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、佐伯市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である佐伯市農業再生協議会は、佐伯市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
17 水田畑地化・集落 営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	豊後大野市三重町市場1200	豊後大野市農業再生協議会	1,290,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、豊後大野市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である豊後大野市農業再生協議会は、豊後大野市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
18 水田畑地化・集落 営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	大分県竹田市大字会々1650	竹田市農業再生協議会	1,468,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、竹田市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である竹田市農業再生協議会は、竹田市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
19 水田畑地化・集落 営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	由布市庄内町柿原302番地	由布市農業再生協議会	1,229,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、由布市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である由布市農業再生協議会は、由布市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
20 水田畑地化・集落 営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	大分市荷揚町2番31号	大分市農業再生協議会	1,500,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、大分市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である大分市農業再生協議会は、大分市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
21 水田畑地化・集落 営農課	その他の委託 水田畑地化推進事業委託(農地出し手意向・担い手意向調査)(県10/10)	令和6年4月1日	大分県中津市三光原口644-7	中津市農業再生協議会	1,500,000円	①本業務は、水田農業構造改革の一環として、米に替わる高収益園芸品目導入(水田畑地化)を推進するにあたり、まとまった農地で効率的かつ生産性の高い園芸産地を形成するために、中津市の水田保有農家(営農計画書配布対象者)に対して、農地の出し手や担い手意向調査を実施し、水田畑地化推進対象の掘り起こしを行う。 ②委託先である中津市農業再生協議会は、中津市の水田における営農状況データ(水田台帳)を保有しており、それをもとに毎年、営農計画書を配布・回収し、作付情報を収集するなどして、国の経営所得安定対策等制度への交付金申請業務を主として担っている。 ③水田保有農家や農地・作付などのデータを保有し、また毎年、それらの農家へ営農計画書の配布・回収していることから、今回の農地及び担い手等意向調査の対象者及び調査を実施する手段を持っており、効率よく高い成果が期待できるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
22 畜産振興課	令和6年度畜産コンサルタント委託事業(畜産経営技術高度化促進事業)	令和6年4月1日	大分県大分市古国府六丁目4番1号	公益社団法人大分県畜産協会	2,643,000円	①本業務は、畜産農家の経営診断を行うものである。 ②これを行うためには、畜産コンサルタント資格者が在籍し、畜産農家の経営診断を主要業務とする専門機関に実施を依頼する必要がある。 ③公益社団法人大分県畜産協会は上記に該当する県下唯一の専門機関であることから選定するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
23 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託契約(周防灘フェリー株式会社)	令和6年4月1日	山口県周南市築港町9-1	周防灘フェリー株式会社	1,178,190円	①本業務は、スオーナダフェリーが到着する竹田津港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する周防灘フェリー株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
24 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託契約(別府ポートサービス株式会社)	令和6年4月1日	大分県別府市汐見町944-2	別府ポートサービス株式会社	1,178,190円	①本業務は、フェリーさんふらわあが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する別府ポートサービス株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
25 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託契約(九四オレンジフェリー株式会社)	令和6年4月1日	愛媛県八幡浜市出島1581番地26	九四オレンジフェリー株式会社	1,171,190円	①本業務は、九四オレンジフェリーが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する九四オレンジフェリー株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
26 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託契約(株式会社宇和島運輸交通社)	令和6年4月1日	大分県別府市大字南石垣無番地別府港第2埠頭	株式会社宇和島運輸交通社	1,178,190円	①本業務は、宇和島運輸フェリーが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する株式会社宇和島運輸交通社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
27 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託契約(株式会社宇和島運輸交通社 臼杵営業所)	令和6年4月1日	大分県臼杵市板知屋字大寺浦	株式会社宇和島運輸交通社 臼杵営業所	1,182,190円	①本業務は、宇和島運輸フェリーが到着する臼杵港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する株式会社宇和島運輸交通社 臼杵営業所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
28 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託契約(住吉運輸産業株式会社)	令和6年4月1日	大分県大分市生石5丁目	住吉運輸産業株式会社	1,178,190円	①本業務は、フェリーさんふらわあが到着する大分港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する住吉運輸産業株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
29 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託契約(国道九四フェリー株式会社)	令和6年4月1日	大分県大分市佐賀関750番69	国道九四フェリー株式会社	2,937,475円	①本業務は、国道九四フェリーが到着する佐賀関港の敷地内に設置した車両用消毒マットへの消毒液の追加や日々の点検を委託するものである。 ②これを行うためには、消毒マットの状態を常に確認し、異状等を速やかに発見するとともに、異状発見時に県に報告する必要がある。 ③上記を実施可能であるのは、フェリーの運航を管理する国道九四フェリー株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
30 畜産振興課	大分県草地畜産基盤整備事業計画策定業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市舞鶴町1丁目3番30号	公益社団法人大分県農業農村振興公社	7,500,000円	①本業務は、農山漁村地域整備交付金事業(草地畜産基盤整備事業)実施計画策定にかかる調査業務を行うものである。 ②これを行うためには、設計・測量等の土木や建築に関する専門的な知識に併せ、草地開発整備事業計画設計基準等の畜産技術に関する専門的な知識の双方の知識が必要である。 ③上記を有する者は公益社団法人大分県農業農村振興公社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
31 林務管理課	令和6年度大分県森林クラウドシステム運用保守支援業務委託契約	令和6年4月1日	大分市中島西2丁目1番3号	株式会社パスコ 大分支店	5,390,000円	①本業務は、大分県森林クラウドシステムの利用、運用、更新を行うものである。 ②本システムの開発やデータサーバの運用管理は株式会社パスコが行っているため、他者が本システムにアクセスし、当該業務を遂行することは不可能である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
32 森林保全課	令和6年度平成森林公園専用水道水道施設管理業務委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市豊饒2丁目11番3号	公益社団法人大分県薬剤師会	1,135,200円	①本業務は、平成森林公園専用水道の管理業務を行うものである。 ②これを行うためには、水道技術管理者(水道法第19条)と水質検査業務を一体的に行う体制が必要である。 ③上記水質検査は、水道法第20条第3項の規定により国土交通省等登録検査機関で行うこととされており、県内に検査施設を有する登録機関は公益社団法人大分県薬剤師会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
33 森林保全課	令和6年度造林補助システム保守管理委託業務	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目9番2号	アジア航測株式会社 福岡支店	3,751,000円	①本業務は、造林システムの保守管理を行うものである。 ②これを行うためには、令和3年度のクボタシステムズ(株)にて委託開発された際の設計、構築から導入までの一連の開発作業を熟知していることが必要である。 ③上記開発作業を熟知している者は、クボタシステムズ(株)の親会社(株)クボタから資産譲渡され業務引継を受けたアジア航測(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
34 森林保全課	令和6年度大分県営林立木調査事業委託契約	令和6年4月25日	大分市花園二丁目6番46号	公益社団法人森林ネットおおいた	54,450,000円	①本業務は、県下全域の県民有林のうち、県民有林分収造林契約第18条第4項に基づく、確定材積の算定に必要となる立木材積を把握するために実施する毎木調査の委託を行うものである。 ②これを行うためには、県営林全体を一体的・効率的に管理経営することを目的とした大分県営林森林経営委託契約(H29～R4)を県と締結していることが必要である。また、調査に必要な専門的な技術・知識を有し、過去に調査実績があり調査結果も良好であることも必要である。 ③上記資格や技術を有する者は左記の相手方のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
35 森林保全課	令和6年度県営林管理業務委託契約	令和6年4月1日	大分市花園二丁目6番46号	公益社団法人森林ネットおおいた	33,550,000円	①本業務は、県営林の森林経営計画の作成及び管理運営、保護管理、主伐処分補助を行うものである。 ②森林経営計画の作成及び管理運営並びに保護管理については、令和4年度に公益財団法人森林ネットおおいたと締結した森林経営委託契約第4条に基づく業務である。主伐処分補助については、県営林の現況を熟知し、森林・林業に関する知識、技術及び指導体制を有していることに加え、公益性を有して所有者に接する必要がある。 ③森林経営計画の作成及び管理運営並びに保護管理については、森林経営委託契約に基づくものであり、主伐処分補助業務についても、同委託契約の経緯から公益財団法人森林ネットおおいたが上記の能力を有しており適切である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
36 森林保全課	令和6年度県営林産物(間伐材等)処分事業委託契約	令和6年4月5日	大分市花園二丁目6番46号	公益社団法人森林ネットおおいた	12,210,000円	①本業務は、搬出間伐事業の実施において生産された素材の処分(販売)を行うものである。 ②令和4年度に公益財団法人森林ネットおおいたと締結した森林経営委託契約に基づく業務であり、県営林事業委託のうち、搬出間伐事業の実施において生産された素材の処分(販売)を迅速かつ効率的に実施するため行うもの。 ③本業務は、森林経営委託契約第4条第1項第3号に基づくものであり、同契約第4条第1項第2号に基づく間伐事業で生産された間伐材の処分業務を対象としているため、公益財団法人森林ネットおおいたに委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
37 森林保全課	令和6年度県営林事業委託契約	令和6年4月5日	大分市花園二丁目6番46号	公益社団法人森林ネットおおいた	91,850,000円	①本業務は、県内全域の県営林の伐採・保育事業(間伐等)及びその事業等に必要な作業道の開設事業を行うものである。 ②県営林(県有林、県行分収林及び県民有林)を一体的、効率的に管理運営するため、森林経営委託に係る公募を実施した結果、令和4年度から令和9年までの期間において、公益財団法人森林ネットおおいたと森林経営委託契約を締結したところである。 ③本業務は、森林経営委託契約第6条に基づき森林経営計画を樹立した森林に対する森林経営委託契約第4条による事業の実施であることから、公益財団法人森林ネットおおいたに委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
38 森林保全課	令和6年度大分県鳥獣行政推進事業委託業務	令和6年4月1日	大分市頭徳町2丁目6-13	一般社団法人 大分県猟友会	8,129,699円	①本業務は、鳥獣行政の補助・推進を目的として、県の職員だけでなく、鳥獣の保護・管理等鳥獣に関する知識を有する狩猟者が、森林の巡回等を行うものである。 ②鳥獣の保護や管理、狩猟の適正化については、森林等での巡回及び調査業務を適宜行う必要があり、傷病鳥獣や鳥インフルエンザ等への対応等専門的な知識を有することが求められる。 ③狩猟免許を有している等専門知識を持つ狩猟者を束ね、業務を効率的かつ正確に執行できる組織力と機動力がある団体は一般社団法人大分県猟友会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
39 漁業管理課	連続流れ方式栄養塩分析装置賃借契約	令和6年4月1日	福岡県福岡市博多区店屋町1-35	三菱HCキャピタル株式会社 九州支店	2,092,200円	①本業務は、養殖ブリの安定供給体制の確立と生産拡大を推進するため、赤潮等の影響を軽減、海洋環境の保全に配慮し赤潮の発生を抑制する養殖手法の開発・実証を行なうことを目的とした、海洋環境保全型養殖推進事業を行うものである。 ②これを行うためには、海洋環境の変化を測定する観測機器として連続流れ方式栄養塩分析装置が必要であり、R元～R3年の新型養殖マグロ成長産業化推進事業にて長期リース契約、R4～R5年の海洋環境保全型養殖推進事業にて単年契約で利用した連続流れ方式栄養塩分析装置を、今年度も引き続き利用することが、経費削減や使い慣れた機材を使用できる作業効率等の面から最適であると考えられる。 ③上記装置を有する者は三菱HCキャピタル株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
40 漁業管理課	新型養殖ブリ生け簀形状安定および生け簀管理手法の開発委託業務	令和6年5月13日	山口県下関市永田本町2丁目7番1号	国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産大学校	1,650,000円	①本業務は、銅合金製浮沈式養殖生け簀における潮流による形状変形や、金網への付着物(目詰まり)による海水交換等への影響を把握するため、現場のデータの収集およびそれらを反映させた大型海流水槽実験を通じて、各種課題解決方法について検証する。 ②これを行うためには、海洋物理に関する専門知識及び大型水槽を用いた実験施設を用いた銅合金製浮沈式養殖生け簀への潮流等による形状変化や、海水交換等への影響把握の検証が必要である。 ③上記について、養殖ブリに関する知識と、生け簀等の漁具に関する海洋物理学の専門知識を有しており、かつ大型回遊式水槽を整備し実験可能な機関は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校だけである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

45件

金額

392,195,645 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
41 水産振興課	令和6年度大分県保護水面管理委託事業	令和6年4月1日	大分県大分市府内町3丁目5番7号	大分県漁業協同組合	2,280,000円	①本業務は、大分県知事が指定した水産動植物の保護培養のため採捕を制限している保護水面区域(県内海面14箇所)の現地巡回による監視を行うものである。 ②これを行うためには、海面の保護水面は大分県漁業協同組合の共同漁業権内に指定されており、共同漁業権であり、かつ保護水面区域であることを十分認識し、現地の把握ができること、また、監視のため船舶等を整備していることが必要である。 ③上記(資格)や(技術)を有する者は大分県漁業協同組合のみである。 ※保護水面の定義は水産資源保護法第17条の規定のとおり。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
42 水産振興課	陸上養殖自動給餌システム及びポンプ遠隔操作システムの設計管理委託業務	令和6年4月8日	大阪府堺市中区学園町1番1号	大阪公立大学研究推進機構協創研究センター養殖場高度化推進研究センターコンソーシアム	2,218,000円	①本業務は、別途製作されるヒラメ等の陸上養殖における自動給餌システム及び赤潮センサーを活用したポンプの遠隔操作システムの設計管理を行うものである。 ②海水使用に適した機械システムのノウハウと陸上養殖の高度な知識が必要である。 ③大阪公立大学 研究推進機構 協創研究センター養殖場高度化推進研究センターコンソーシアムは、大学教授や行政研究機関等(大分県も含む)の有識者や養殖業高度化に関わるメーカー(ポンプ遠隔操作システムに活用する赤潮センサーのメーカーも含む)やコンサルタントが多数加盟している団体であり、大分県水産業の課題についても情報を共有するなど当県の陸上養殖場の知識も有していることから、課題解決に向けて迅速に対応できる唯一の専門機関である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
43 水産振興課	令和6年度種苗生産等事業委託	令和6年4月1日	大分県国東市国東町鶴川1006番地の1	公益社団法人大分県漁業公社	61,486,000円	①本業務は、栽培漁業の推進に向けた種苗放流を行うものである。 ②公益社団法人大分県漁業公社は県内の栽培漁業の推進に必要とする放流及び養殖用種苗生産を目的として設立された公益法人であり、技術開発が行える県内唯一の機関である。 ③上記の放流用種苗を生産する機関については他県にも同様の公益法人があるが、県外の種苗の供給には対応していない。 ④以上のことから、放流用種苗の生産に対応できる機関は公益社団法人大分県漁業公社以外にはない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
44 農業大学校	令和6年度大分県立農業大学校農学部農場等管理業務委託契約	令和6年4月1日	大分市東大道1丁目11番1号 タンネンバウムⅢ 3階	公益社団法人 大分県シルバー人材センター連合会	1,849,908円	①本業務は、農業大学校の圃場等における農作業実習に伴う業務を円滑に実施するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②業務内容については、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での実習補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは公益社団法人大分県シルバー人材センター連合会のみである。 ④単価契約:1,200円/時間	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
45 団体指導・金融課	大分県沿岸漁業改善資金事務委託契約	令和6年4月1日	大分市府内町3丁目5番7号	大分県漁業協同組合	1,480,395円	①本業務は、沿岸漁業改善資金の償還金の収納及び貸付金の支出について私人委託を行うものである。 ②沿岸漁業改善資金助成法第14条により委託先が特定されている。 ③上記に該当する者は大分県漁業協同組合のみである。 ④単価契約 ・委託手数料・・・貸付金累計額×1%+消費税相当額 償還金累計額×0.5%+消費税相当額 ・延滞取立奨励金・・・延滞額累計額×3%+消費税相当額	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号